



Title	プトレマイオス朝エジプトにおける嘆願と社会変容
Author(s)	石田, 真衣
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/69691
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名 (石田 真衣)

論文題名

プトレマイオス朝エジプトにおける嘆願と社会変容

論文内容の要旨

本論文は、プトレマイオス朝エジプトにおける在地社会の変容プロセスを、嘆願の実態をとおして明らかにすることを目的とする。伝統的なプトレマイオス朝エジプト史像は、新興のギリシア・マケドニア系支配者層の活動を中心に構築されてきた。それにたいして近年では、在地社会における王朝支配の実態を捉えようとする動きが活発となっている。このような背景には、従来扱われてきたギリシア語史料が再解釈されたことや、エジプト語（デモティック）史料が積極的に利用されるようになったことが挙げられる。これらの研究手法によって、ギリシア人とエジプト人、王朝と在地社会の相互的な関係が問われるようになった。しかし、こうした問題へのアプローチは個別事例研究にとどまる傾向にあり、全体像の把握が不十分である。また、そのような関係が構築される要因やプロセスについても未詳の部分が多い。そこで本論文では、在地住民が日常における紛争や問題を解決するために権力者に提出した嘆願書を包括的に分析することによって、在地社会における多様な人的関係と権力構造を動的に捉え、在地社会全体における相互交渉の実態と変容プロセスを明らかにすることを試みた。

本論文は、序論と結論の他、全5章から構成される。概要は以下のとおりである。

「序論 在地社会におけるヘレニズム」では、本論文全体の課題を示し、プトレマイオス朝期の社会像を再構成するうえで重要となる地域の特徴および史料状況を整理した。これまで嘆願は、訴訟の第一段階に位置付けられ、法制度史的観点から研究されてきた。近年では、嘆願が地域単位の自治的なシステムの一部として機能していたことが指摘され、嘆願者である在地住民と処理者である地方官僚の共同的な紛争処理の実態が明らかにされている。しかし、そのようなシステムは文化的・社会的変容のなかで捉えられておらず、静的である。加えて、紛争処理は必ずしも官僚制機構において完結するものではなく、またエジプト全域において官僚の勢力も一様ではなかった。この時代の紛争処理システムの全体像を再構成するためには、王朝の重要な支配領域である神殿機構の司法的役割を考慮し、なおかつ嘆願者と処理者の関係に目を向ける必要がある。嘆願は在地住民が主体的におこなう行為であり、そこには在地社会の変容の要因とプロセスが内在している。

以上をふまえ、本論では、まず在地社会における変容の局面を確認したうえで（第1章）、嘆願書の包括的分析をもとに、嘆願の概要と特質を明らかにする（第2章）。次に、従来研究においてプトレマイオス朝国家像を形作ってきたファイユーム地方（第3章）と、旧来勢力である神殿コミュニティを中心とするテーバイス地方（第4章）における嘆願と紛争処理の実態を比較考察し、在地社会の変容プロセスの全体像を論じる（第5章）。

「第1章 プトレマイオス朝エジプト史像の再検討」では、研究史上、強力な中央集権国家像を修正する過程において、在地社会の実態解明が求められていることを確認したうえで、王朝と在地社会の関係構築のプロセスを検討する必要性を指摘した。王朝権力が土着社会にどのようなかたちで影響を及ぼし得たのかについては、前3世紀のエドフの神殿コミュニティにおける土地運営と社会諸関係の実態をとおして検証可能である。神殿の財政運営には王朝役人の関与があったが、彼らのすべてが新興のギリシア系役人ではなく、神殿行政の統轄には現地の上級神官が任命された。その一方で、土地の運営は伝統的な慣習と社会関係に支えられていた。さらに重要なことに、そのような神殿政策や土地運営が実施される過程には、神官と王朝役人の嘆願を通じた交渉があった。官僚制や徴税システム、ギリシア語などの新しい制度やツールは、旧来の社会システムに首尾よく適合したわけではない。王朝役人のアーカイブに保管された在地住民からの嘆願書は、王朝の新しい制度が在地住民との交渉のなかで承認され利用されていったことを示唆している。

「第2章 嘆願」では、従来研究において包括的に扱われてこなかった嘆願書の概要と特徴を捉え直し、その基本的性格と史料的有效性を検討した。ヘレニズム期以前においても王や役人への嘆願はおこなわれていた。その一方で、法編纂や裁判人は神官層が担っており、ヘレニズム期にも引き継がれている。ヘレニズム期における嘆願の特徴は、ギリシア語によって書式化された嘆願書がひろく浸透したことである。嘆願書の性格は、今日的な用語でいえば(1)被害届、(2)訴状、(3)要望書に分類される。従来研究において看過されてきた第三の要望書の類およびデモティック嘆

願書を総合的に分析することによって、多様な交渉の実践と社会変容の局面が明らかとなる。嘆願書の宛先と差出人は多岐にわたり、嘆願内容と宛先、嘆願人と処理人の関係に原則を見出すことはできない。宛先は嘆願者個人の事情に応じて決定されるからである。それらの選択がいかにおこなわれたのかは、以下の地域別研究で明らかとなる。

「第3章 ファイユーム地方」では、この時代に大規模な開発がおこなわれたファイユーム地方における嘆願事例を分析し、嘆願が浸透した要因とプロセスについて考察した。ファイユームは新興地域であったがゆえに、新しい王朝組織とギリシア語による嘆願が比較的急速に浸透した。嘆願処理ネットワークの構築には、入殖者の在地化や土着住民の官僚進出も作用している。官僚たちは王の代理人である限り、嘆願処理者として在地社会に承認された。前2世紀以降、嘆願は幅広い官僚制ネットワークのなかで取り扱われることとなる。このような嘆願手続きは、神殿コミュニティにおいても採用された。神殿内部には独自の紛争処理手続きが維持されていたが、両手続きは事情に応じて使い分けられていた。こうした拡大の背景には、在地住民と上級役人との仲介役としてだけでなく、自ら処理人として積極的に関与していった村レベルの下級官僚の存在があった。日常的な交流や嘆願処理の蓄積を通じて、嘆願者と処理者のパーソナルな関係が構築され、公的な嘆願手続きを促したと考えられる。

「第4章 テーバイス地方」では、神殿コミュニティを中心とする伝統的なエジプト社会における嘆願の浸透と紛争処理の実態について考察した。残存史料による限り、テーバイス社会には、神殿の門前でおこなわれる慣習的な宣誓手続きと、王朝役人への嘆願手続きを併用した解決システムが成立していた。テーバイスにおいて嘆願事例が増加するのは前2世紀半ば以降のことである。その背景には官僚制組織と駐屯軍が再整備され、入殖軍人を中心に在地化が進んだことが挙げられる。同時期に出現するデモティック嘆願書は、ギリシア語嘆願書が普及していたことの表れである。嘆願書の差出人は、ギリシア系軍人家系やエジプト系神官層および書記層であった。嘆願書の出土数が少数であるのにたいして、原告の証明責任を果たすための宣誓書史料は大量に残存している。加えて、前2世紀後半以降の宣誓書には、王朝役人の関与を示唆する事例が含まれている。実際の係争においても、役人への嘆願と宣誓による和解が一連の処理過程を形成していた。テーバイスにおいては神殿コミュニティの高い自律性を見出すことができるが、それは王朝の官僚制組織と対立するものではなく、両者はこの地域の紛争処理機関として相補的な関係を築いていたと考えられる。

「第5章 在地社会の再編プロセス」では、嘆願の浸透プロセスにおいて潜在的な役割を發揮した王権と在地住民の関係、および在地社会における調停者として中核的な役割を担った官僚制組織と神殿組織の関係を考察した。在地住民の嘆願は、ときに王の勅令によって処理され得た。そのような事例は神殿コミュニティにおいて顕著にみられ、嘆願者は嘆願と勅令が公示されることを期待した。その背景には王朝と神殿の互酬的關係があった。王は保護者として在地社会に受け入れられ、官僚制組織と神殿組織は保護を実現する者として在地社会の中枢に存在した。ファイユームとテーバイスに大別される地域的差異は、両機関の連携の速度や度合いに影響したが、それらは全体として徐々に在地勢力として再編され、緊密性を高めていった。嘆願とその処理が蓄積されるとともに、両者と在地住民との関係もまた強化された。在地社会の秩序は、そのような再編と強化を繰り返す社会関係によって維持されていたのである。

「結論」では、各章での考察結果をまとめ、今後の課題を示した。在地社会における紛争処理の実態は官僚制組織の活動だけでは十分に説明できない。在地社会全体には多様な社会システムが存在しており、とりわけ旧来勢力である神殿機構が紛争処理に果たした役割は大きい。日常の紛争や問題は、在地住民同士の交渉、および当事者と新旧権力者との嘆願を通じた交渉によって解決が試みられた。嘆願の浸透プロセスには地域的な差異があったが、村落や神殿コミュニティを単位として嘆願が一つの解決手段として戦略的に利用された点は共通している。嘆願者と処理者の関係には、日常における在地住民と権力者の関係が反映されていた。嘆願者はそのような関係性を利用し、強調することによって嘆願処理を促すことができた。嘆願研究によって明らかとなったヘレニズム期の社会変容は、王朝による政策の結果ではなく、在地住民個人が自ら交渉するために選び取った変化の過程であったといえよう。以上のような相互交渉の実態は、書簡や碑文などの他種の史料群が示す実態と整合させる必要がある。また、ローマ期にかけての社会変容プロセスについても解明の余地がある。長期的視点をもった相互交渉の総合的研究が課題となる。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (石 田 真 衣)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 大阪大学 教授 栗原 麻子
	副 査 大阪大学 教授 秋田 茂
	副 査 大阪大学 教授 藤川 隆男
	副 査 名古屋大学 教授 周藤 芳幸
論文審査の結果の要旨	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： プトレマイオス朝エジプトにおける嘆願と社会変容

学位申請者 石田真衣

論文審査担当者

主査 大阪大学教授 栗原麻子

副査 大阪大学教授 秋田茂

副査 大阪大学教授 藤川隆男

副査 名古屋大学教授 周藤芳幸

【論文内容の要旨】

本論文は、プトレマイオス朝エジプトにおいて、王朝支配が在地コミュニティに浸透していく過程を、嘆願書の分析を通して明らかにするものである。

著者が主史料とする嘆願書は、係争当事者が担当役人や神官にたいして相手の不正を訴え、訴訟や裁定によって係争を解決することを求める一種の書簡である。従来、嘆願書は、法制度や係争の内容についての情報源として扱われてきた。それにたいして著者は、嘆願書が、王朝官僚と旧勢力たる神殿、そして係争当事者のあいだを取り結ぶ、紛争解決のための交渉のツールとして機能していたことに着目する。嘆願書の網羅的分析を通じて、嘆願による紛争解決システムが徐々に整備され浸透していった過程をとらえることが可能となる。

近年の社会経済史的な研究は、序論「在地社会におけるヘレニズム」で示されるように、新たに支配者としてやってきたギリシア人と在来のエジプト人とのあいだの双方向的な変容を強調する傾向にある。嘆願による秩序維持や司法を論じるにあたって、ギリシア人とエジプト人の二元的支配の原則を前提とする伝統的な理解を踏襲することはできない。第1章「プトレマイオス朝エジプト史像の再検討」で示されるように、法制史研究においては、高度な官僚制組織を持つ強大な中央集権的国家という伝統的なプトレマイオス朝のイメージが、いまだに通用している。この現状にたいして、著者は、既存の制度・慣習の継続性に着目して、在地社会の再編プロセスを解明するべきであると考えている。嘆願書を用いた係争処理システムの戦略的利用とその拡大は、この再編プロセスの一環としてとらえることができる。

第2章「嘆願」では、嘆願書の形態や分類方法、時代による残存数の変化などの基礎的データが示される。重要なのは、嘆願書がギリシア語だけでなくエジプト語のデモティックで書かれていることである。著者は、両言語のあいだを行き来しつつ、横断的に、嘆願システムの戦略的利用実態を明らかにしていく。

第3章と第4章は、地域ごとの考察となっている。第3章「ファイユーム地方」では、ギリシア人入植者が多くギリシア化が急速に進展したといわれる中エジプトのファイユーム地方、第4章「テーバイス地方」では、エジプト人神官勢力が強かったといわれる上エジプトのテーバイス地方をとりあげ、嘆願のプロセスが、それぞれの地域におけるギリシア化の度合いや、王権勢力と神官勢力とのあいだの権力関係、役人の在地化といった個別の

条件、および、それらを受けた係争当事者たちの戦略に規定されていたことが示される。ファイユーム地方では、エジプト化した村役人の存在が嘆願書の利用を促進した。はやくも前 3 世紀のうちに村の書記から王の書記にいたる嘆願ルートが確立し、嘆願が、神殿内部における紛争解決を補完していたことが示される。神殿における宣誓が紛争解決手段となっていたテーバイス地方でも、少し遅れて前 2 世紀になると、神殿での宣誓と王の役人にたいする嘆願が、ひとつの紛争解決システムを形成するようになったことが論じられる。

第 5 章「在地社会の再編プロセス」ではこれらの事例を総合して、嘆願システムが「王の慈悲」をもたらす王の求心力のもとに成り立っていたこと、王朝の官僚勢力と神殿が緊密性を高めひとつの秩序維持システムを形成していったこと、新旧勢力が在地勢力／在地エリートとして再編されていったことが、改めて確認される。

【論文審査の結果の要旨】

本研究の第 1 の意義は、嘆願書を網羅的に収集し、嘆願のプロセスを、ひとつのシステムとして論じたことにある。嘆願書はパピルス文書の一類型であるが、訴訟事実についての情報源としてとりあげられることが多い。本研究は、それにたいして、嘆願書の機能そのものを問題とする点に独自性がある。嘆願の処理過程を扱った研究としてはパウシャツによる治安維持活動についての研究が先行するが、パウシャツの研究は、王朝の下級役人をターゲットとする静態的なものに留まっている。それにたいして本論稿は、役人に嘆願書を提出する係争当事者に対象を広げ、治安維持活動に限定せずに、嘆願書を網羅的に扱っている。第 2 に、本研究は、ギリシア語史料だけでなく、神殿におけるデモティックの嘆願書や神殿宣誓までを包括的に扱っている。その結果、2 つの言語のあいだで見落とされがちであった、多言語・多文化社会における横断的な嘆願システムの形成をとらえることができた。第 3 に、本研究は、地域的な差異を乗り越えて、嘆願システムについての全体像を提示している。ファイユーム地方について示された、王から村の役人にいたる嘆願ルートの確立、王朝役人による嘆願システムへの神殿勢力の吸収、テーバイス地方について示された、神殿宣誓の存続と嘆願システムへの組み込みといった、それ自体として重要な個々の局面についての観察結果のうえにたつて、嘆願システムの変容を捉えた点は、高く評価される。第 4 に、ファイユーム地方やテーバイス地方についての地方誌的な叙述が、本研究に魅力を加えている。ディテールを疎かにしない丁寧な叙述によって、嘆願事例にあらわれる係争当事者たちの戦略を、在地社会の文脈のなかで解き明かすことが可能となったのである。

とはいえ、改善の余地も残されている。第 1 に、本研究は、テーバイスの反乱や王朝による政策といった政治上の事件を、あえて捨象している。しかしながら、いったん、嘆願者側の戦略とイニシアティブのもとに、嘆願システムの変容を描きえた現段階においては、政治史や制度史との接点を探ることも求められよう。第 2 に、「王の慈愛」を中心とする秩序システムや、嘆願ルートの形成過程についても、より包括的な論証の可能性が残されている。第 3 に、本研究が今後の嘆願書研究にとって有する意味を考えるならば、嘆願書の文書形式や類型、アーカイヴとしての残存状況、数的変遷、関与者の職業データといった基礎的な情報についても、概観にとどまらない、より徹底的な考察が望まれる。

しかしそれらは今後に向けての課題である。本研究は、嘆願書の網羅的かつ丹念な分析によって、プトレマイオス朝支配下のエジプトにおける、横断的かつ双方向的な嘆願システムの形成過程を描き出すことに成功している。よって本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。